

# 和光市公共施設等総合管理計画

## <概要版>



### 第1章 公共施設等総合管理計画とは

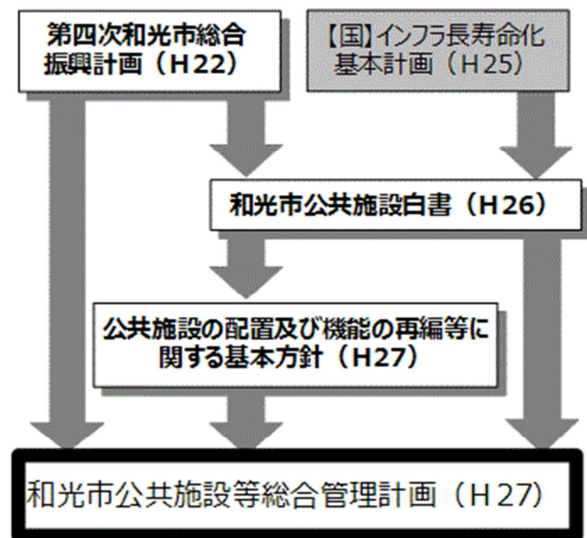
#### 1 計画策定の目的

- (1) 本市では、インフラ施設を含めた公共施設等について、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するために「和光市公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を策定します。
- (2) 本計画は、将来にわたり適切な公共サービスの提供と持続可能な財政運営を両立させるため、今後、どのように公共施設等の総合的かつ計画的な維持管理・運営を推進していくのか、その基本的な考え方を方針として示すことを目的としています。

#### 2 計画の位置付け

- (1) 本計画は、市の最上位計画である『第四次和光市総合振興計画』で掲げる、「V 構想の推進に当たって－基本方針 ii 行財政改革の徹底」を根拠とし、全庁横断的に公共施設等について定めるものです。
- (2) 国が策定した『インフラ長寿命化基本計画<sup>1</sup>』との関係においては、本市における行動計画とします。
- (3) 公共建築物（いわゆるハコモノ）については、『和光市行政改革推進計画』で定めた「公共施設の配置及び機能の再編等に関する基本方針」に則って策定します。

図1 和光市公共施設等総合管理計画の位置付け



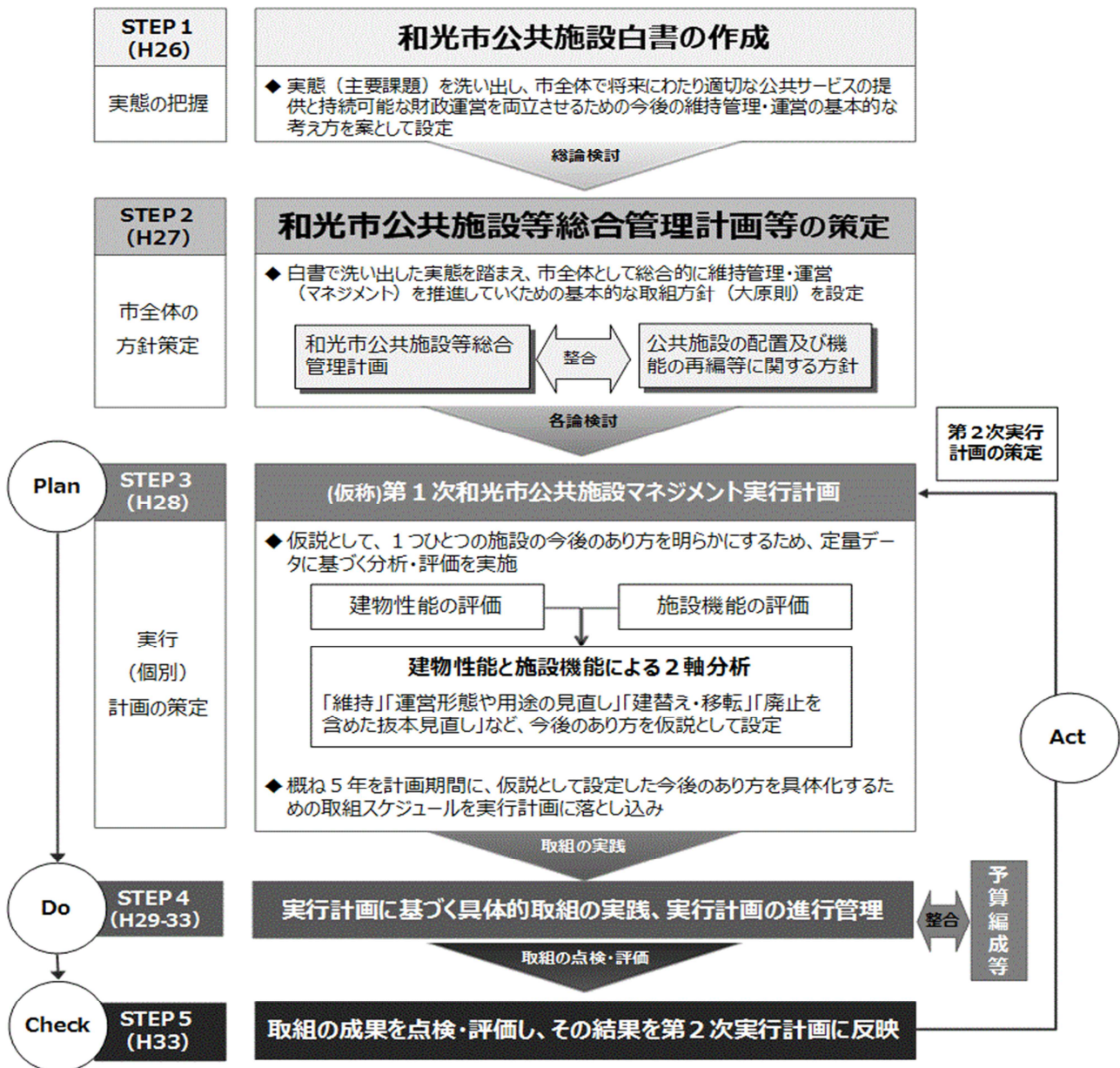
( ) 内は策定年度

<sup>1</sup> インフラ長寿命化基本計画 国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業（メンテナンス産業）の競争力を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に策定。

### 3 公共施設マネジメントの進め方

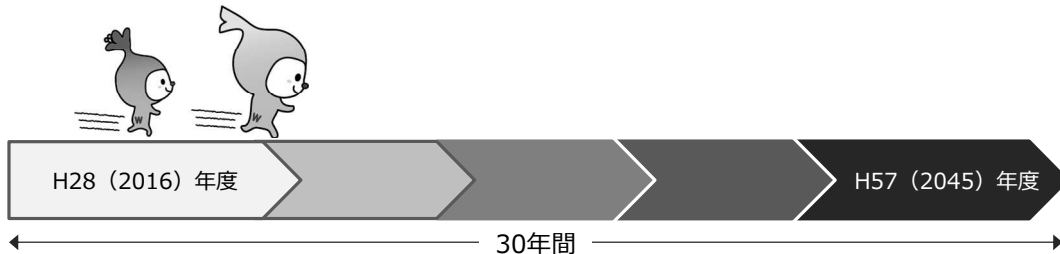
- (1) 本計画は、あくまで市全体として総合的な管理（マネジメント）を推進していくための基本的な方針（大原則）を定めるものです。
- (2) 市全体として、今後 30 年以上先を見据えた長期的な観点から取り組む必要がある方針の実効性を担保し、着実に成果を挙げるためには、方針の実現に向けた個別具体的な取組を実行計画ベースに落とし込み、これを起点とする「Plan（実行計画）⇒Do（取組の実践）⇒Check（点検・評価）⇒Act（改革・改善）」の P D C A サイクルを構築することが必要不可欠といえます。  
以下にその推進フローを示します。
- (3) 推進フローでは、主に、施設のあり方について記載していますが、日常の保全についても S T E P 3 の中で計画し実行します。

図 2 公共施設マネジメントの推進フロー



## 4 計画の期間

- (1) 平成 28 (2016) 年度から平成 57 (2045) 年度までの 30 年間とします。これは、公共施設等の更新・改修が長期間に及ぶことを考慮しています。
- (2) 今後の市を取り巻く社会経済状況の変化や国の政策動向等に柔軟に対応するため、必要に応じて適宜見直すこととします。



## 5 計画の対象となる施設

本計画は、市が保有する建築物系施設とインフラ系施設を対象とします。

### 【建築物系施設（公共建築物）の対象及び用途分類】

大分類		中分類		小分類	
No.	名称	No.	名称	No.	名称
1	行政系施設	1	庁舎等	1	市庁舎
				2	出張所
				3	事務所
		2	消防施設	4	消防署
				5	分署・分遣所・出張所
				6	備蓄倉庫
2	子育て支援施設	4	児童施設	7	保育所
				8	児童館・児童センター
				9	子育て支援センター
				10	放課後児童クラブ
3	福祉・保健施設	5	福祉施設	11	高齢者福祉施設
				12	障害者福祉施設
6	保健施設	6	保健施設	13	保健施設
				14	小学校
4	教育施設	7	学校教育施設	15	中学校
				16	図書館
		8	社会教育施設	17	公民館
				18	その他
5	市民文化施設	9	文化施設	19	文化施設
				20	集会施設
6	スポーツ・レクリエーション施設	10	スポーツ・レクリエーション施設	21	スポーツ施設
				22	レクリエーション施設
7	供給処理施設	11	供給処理施設	23	ごみ処理場
				24	上水道施設
				25	その他
8	その他	12	その他	26	環境施設
				27	駐輪場
				28	その他

### 【インフラ系施設の対象】

道路（1・2級及びその他市道）、橋梁、上水道、下水道、水路、公園



## 第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

### 1 公共施設等を取り巻く環境

#### (1) 公共施設等の老朽化

- ① 公共施設等は、適切に保全していても、時間とともに老朽化
- ② 安全・安心で快適な利用環境の確保には、定期的な大規模改修や建替え等が必要なため、今後40年間で総額約1,295億円、年平均約32億円もの巨額の経費が必要（公共建築物＋インフラ施設）（公共建築物の耐用年数を50年とした場合）
- ③ 現在、年平均約8億円程度しか充当できていない

#### (2) 厳しい財政状況と少子高齢化の進展

将来人口推計から予測すると・・・

- ① 生産年齢人口の減少で、市財政の根幹といえる地方税が減収
- ② 老年人口の増加による福祉・介護に関する行政需要の拡大、子育て支援・少子化対策等のため、扶助費が一層増加
- ③ 少子高齢化の進展で、行政サービスに対する需要が変化

### 2 総合的かつ計画的な管理に関する基本原則

公共施設等を取り巻く環境を直視しながら、本市が将来にわたり適切な公共サービスの提供と持続可能な財政運営を両立させるため、次に掲げる2つの事項を今後の公共施設等の維持管理・運営に関する基本原則として設定します。

#### 基本原則1 安全・安心で快適な利用環境の確保

道路や上下水道等のインフラを含めた公共施設等は、人々の暮らしや市内の経済活動を支えている極めて重要な都市基盤です。今後も引き続き、市民や事業者が安全・安心で快適に施設を利用できる環境を適切に確保します。

#### 基本原則2 中長期的視点に立ったコスト管理

厳しい財政状況の中、将来にわたり適切な公共サービスの提供と持続可能な財政運営を両立させるために、様々な工夫を凝らして中長期的なトータルコストの縮減や予算の平準化を図ります。

### 3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

#### (1) 点検・診断等の実施方針

- ① 公共建築物：施設の老朽化や建築設備の作動不良による事故等を未然に防ぎ、建築物等の安全性を確保するため、有資格者による法定点検の実施及び施設管理者による日常点検を実施し、施設の状態を把握します。
- ② インフラ施設：各施設の特性を考慮したうえで定期的な点検の実施により状態を把握します。
- ③ 点検・診断等の情報を蓄積して、今後の計画の見直しに有効活用します。

#### (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ① 点検・診断の結果及び市全体からみた緊急性・必要性等を総合的に勘案したうえで、優先順位を明確にし、計画的な維持管理・修繕・更新等を行います。

#### (3) 安全確保の実施方針

- ① 点検・診断等で危険性が認められた施設等については、緊急的、優先的に対策を講じます。
- ② 劣化等による事故が発生すると、人命や財産の損失に関わるため、危険性が高いと認められた施設については、応急措置の実施とともに、一時閉鎖する措置等を行い、市民の安全を確保します。
- ③ 今後の利用見込みがない老朽化施設等については、解体・撤去も視野に入れて検討します。

#### (4) 耐震化の実施方針

- ① 公共建築物：耐震化が必要な施設については、安全性の確保を優先させ、施設のあり方を含めて検討を行います。
- ② インフラ施設：災害時の救援、支援活動等のライフラインとしての機能が維持できるよう、計画的な耐震対策を図ります。

#### (5) 長寿命化の実施方針

- ① 公共建築物：施設の必要性の分析を実施したうえで、今後も必要とされる施設では、将来更新費用の低減・平準化を目的として、長寿命化を図ります。
- ② インフラ施設：長寿命化を基本として、リスクベースメンテナンス(RBM)<sup>2</sup>の考え方に基づき対応します。更新の際には、新技術等の採用を検討し、より高い耐久性が期待できる素材や構造等の導入を推進します。

<sup>2</sup> リスクベースメンテナンス リスクを基準に検査及びメンテナンス（検査、補修、改造、更新等）の重要度、緊急度を評価し、優先順位を付けてメンテナンスを行う方法。

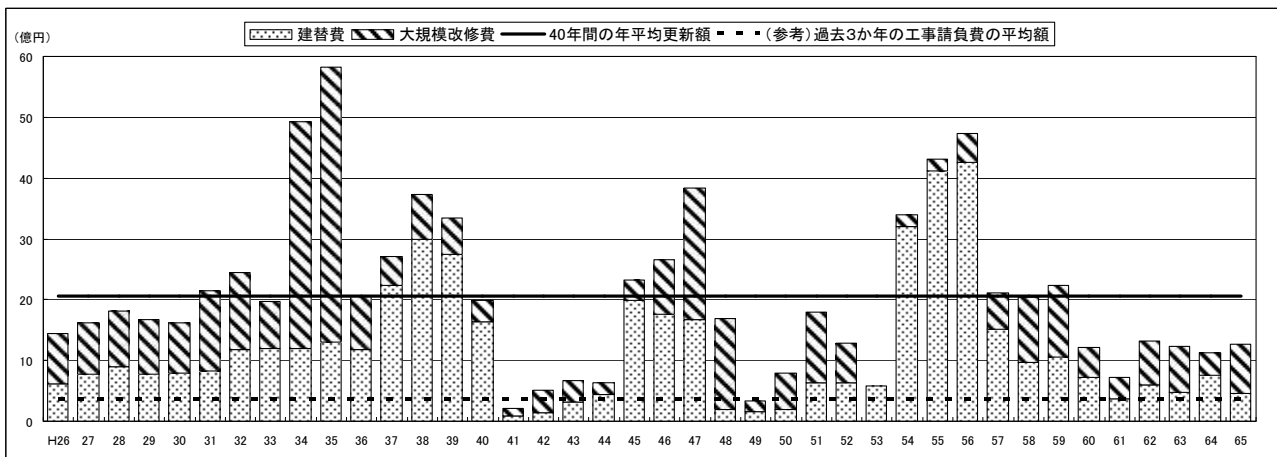


## 第3章 公共施設等の統合や廃止の推進方針

### 1 公共建築物の配置及び機能の再編等における基本的な考え方

- (1) 公共建築物を今後も引き続き現行のままの総量で保有し続けた場合、その機能を適切に保つことを目的とした「建替えや大規模改修、補修・補強等の更新のための費用」及び「維持管理・運営にかかる費用」を試算すると、平成 23（2011）年度から平成 25（2013）年度の3か年平均が約 49 億円であるのに対し、建物の標準耐用年数を 50 年とした場合では約 66 億円となります。
- (2) 年度別の試算結果をみると、平成 34（2022）年度から平成 39（2027）年度、平成 45（2033）年度から平成 47（2035）年度と平成 54（2042）年度から平成 56（2044）年度にかけ、試算期間 40 年間の年平均更新額を大きく上回る形で、建替えや大規模改修を集中的に行わなければならない時期を迎えることが予測されています。このことから、歳入の減少及び歳出における義務的経費の増加が見込まれる今後の市の財政状況において、公共建築物をこのまま保有することは、現実的に不可能です。
- (3) 市には、市民が公共建築物を安全・安心に利用することができるように、適切に維持管理し、運営する責務があります。
- (4) その責務を果たし、かつ、将来にわたり適切な公共サービスの提供と持続可能な財政運営を両立させるため、本市における公共建築物の現状と課題を踏まえ、次に掲げる 2 つの原則を公共建築物の配置及び機能の再編等における基本的な考え方とします。

図3 将来更新費用の試算結果



公共建築物の標準耐用年数を 50 年とした場合

## 整備の原則 1 保有総量の抑制

- ① 本市の公共建築物の整備状況、人口構造の変化、厳しい財政状況を考慮すると、現行の公共建築物を維持し、同等の公共サービスの提供を継続していくことは困難であり、原則として、公共建築物の新規整備は行わないものとします。
- ② 人口が増加する地域において供給不足となる公共建築物については、既存施設の機能転換により対応することとします。やむを得ず新規整備を行う必要が生じた場合は、併せて既存公共建築物の統廃合を必ず行うこととします。
- ③ 公共建築物の設置から期間が経過し、市が公共サービスとしてサービスを提供する役割を終えたものや、民間によるサービスの提供が行われているものについては、行政需要の高い施設への機能転換だけでなく、施設を廃止することも検討します。
- ④ 施設配置の適正化の観点からも、同種の公共サービスを提供している施設が近距離に偏在している場合や、地域の人口減少により公共建築物の供給が過剰となっている場合は、積極的に統廃合を行います。
- ⑤ 学校の統廃合にあたっては、平成 27（2015）年 1 月に文部科学省が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を参考とします。

## 整備の原則 2 複合化・多機能化の推進

- ① 公共建築物の保有総量を抑制し、単純に公共建築物の統廃合を進めるだけでは、市民サービスの低下や地域の活性化を阻害するおそれがあることから、公共建築物の建替えや大規模改修を行う場合は、1 つの土地又は建物に複数の公共建築物を集合させる複合化や、1 つの公共建築物に複数の機能を持たせる多機能化を実施することを原則とします。
- ② 公共建築物の複合化・多機能化を実施するためには、一定程度の土地面積と施設規模が必要であり、また、市内の小中学校の多くの施設が築 30 年を超えていることから、学校施設の建替えや大規模改修を行う場合は、複合化・多機能化を検討するものとします。

## 2 公共建築物の配置及び機能の再編等を実施するための取組

公共建築物整備の2原則に基づき、次に掲げる8つの取組を推進します。

取組を進めるにあたっては、各公共建築物について、建物性能（ハード面）と施設機能（ソフト面）の両面から客観的かつ相対的に分析・評価を行い、各論の検討を行います。

<p><b>① 長寿命化の推進</b></p> <p>建替えや大規模改修等にかかる将来更新費用を抑制するため、建物や設備機器等の問題が軽微な段階で適切な対策を講じる「予防保全型」の維持管理手法の普及徹底に取り組み、既存施設の長寿命化を図ります。</p>	<p><b>② 用途変更等の検討</b></p> <p>既存の公共建築物の有効活用及び市民サービスの質的向上を図るため、利用率が低い、あるいは、特定の利用者に限られる場合は、変化する市民ニーズを的確に把握したうえで用途の見直しを検討します。また、それが困難な場合は、統廃合を検討します。</p>
<p><b>③ 単独施設の削減</b></p> <p>維持管理費等の抑制と効果的・効率的な市民サービス提供のため、単独施設の新規整備は行わず、既存の単独施設の更新では複合化・多機能化を推進します。これにより統廃合された公共建築物は、売却又は貸付を検討し、困難な場合は取壊しを基本とします。</p>	<p><b>④ 施設配置の適正化</b></p> <p>保有総量の抑制と効果的・効率的な市民サービス提供を同時推進するため、同種又は類似機能を持つ施設が近距離に立地する場合は、日常生活に及ぼす影響・地域特性に配慮しつつ、建替え・大規模改修の時点で統廃合や規模縮小を行い、施設配置の適正化を図ります。</p>
<p><b>⑤ 民間活力の効果的な活用</b></p> <p>公共建築物に係る財政負担を軽減しつつ、市民サービスの質的向上を図るため、公共建築物の整備や維持管理にあたっては、PPP<sup>3</sup>、PFI<sup>4</sup>、指定管理者制度など民間事業者の資金やノウハウを活用することを推進します。</p>	<p><b>⑥ 他の計画の見直し</b></p> <p>公共建築物の整備等に関して既に策定されている計画等について、本計画との整合を図り、必要に応じて見直しを行います。</p>
<p><b>⑦ 地方公会計における固定資産台帳の活用</b></p> <p>新しい公会計制度に基づいて固定資産台帳を整備・活用し、公共建築物の維持管理・修繕・更新等にかかる中長期的な経費の見込みの算出や、本計画の充実・精緻化を目指します。また、台帳を公表することで、PPP・PFIに関する積極的な提案を民間から引き出します。</p>	<p><b>⑧ 財源の確保</b></p> <p>計画的かつ効率的な財政運営を行うため、施設の建替え、大規模改修、また、それに伴う施設の複合化・多機能化に要する経費の財源として必要な額を、計画的に和光市公共施設整備基金に積み立て、財政負担の平準化を図ります。</p>

<sup>3</sup> PPP Public Private Partnership 官民が連携して公共サービスの提供を行う事業方法の総称。

<sup>4</sup> PFI Private Finance Initiative 民間資金、経営能力及び技術的能力を活用して、公共施設等の建設、維持管理、運営を行う手法。



### 3 インフラ施設の整備に関する今後の考え方

- (1) インフラ施設については、複合化・多機能化や用途転換、施設の廃止等は適しておらず、施設類型ごとに、整備状況や老朽化の度合いなどをもとに、長寿命化を基本として方向性を検討する必要があります。そこで、社会情勢や地域のニーズを捉え、財政状況を加味しながら中長期的な視点をもって、必要な施設の整備を行います。
- (2) 特に、道路、橋梁、上下水道の土木インフラ施設については、リスクベースメンテナンス（RBM）の考え方にに基づき対応します。また、今後実施される予定の各インフラの所管省庁からの技術的助言等を参考に個別施設計画を策定し、その後も必要に応じて見直しを行います。
- (3) 本市の上下水道事業については、公営企業として独立採算で経営しているため、健全な計画が行なえるよう計画的に整備を進めていきます。



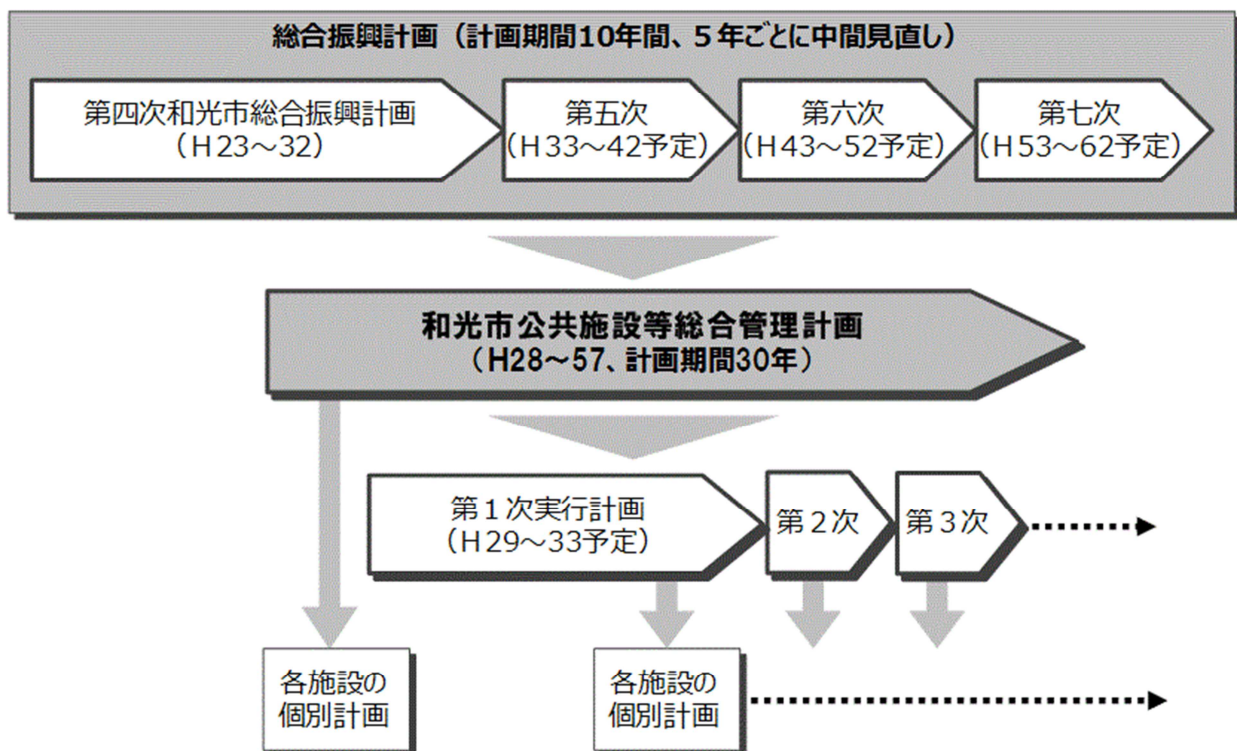


## 第4章 総合的かつ計画的な管理を実現するために

### 1 計画の推進に向けて

- (1) 本計画を推進するにあたり、本市の最上位計画である総合振興計画と整合を図りながら「(仮称)第1次和光市公共施設マネジメント実行計画」(以下「第1次実行計画」という。)を策定し、計画を推進するとともに、本計画及び第1次実行計画を受けて、個別施設計画の策定・見直しを図ります。
- (2) 第1次実行計画の中では、特に公共建築物について分析・評価を行い、まちづくりの視点を持って各論の検討に取り組み、より具体的な整備方針を定めます。

図4 総合振興計画を起点とする計画の推進イメージ



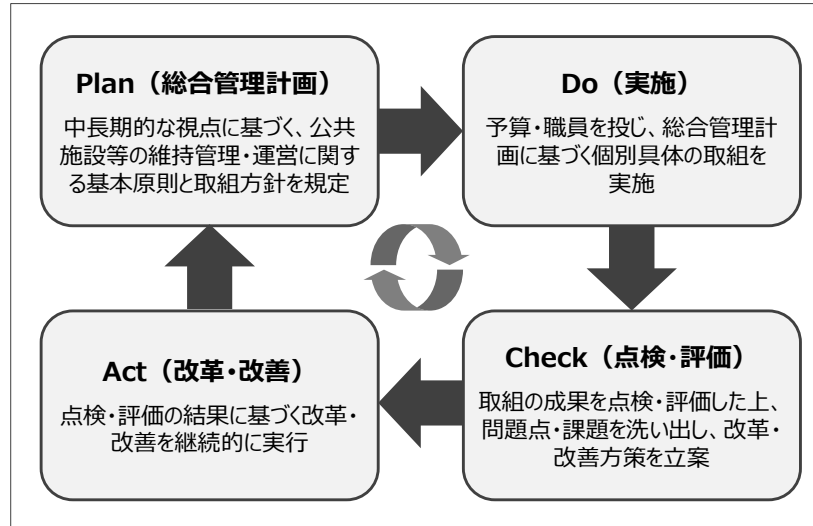
### 2 推進体制の整備

- (1) 全庁的な検討組織として、市長以下、部長級職員で構成される「(仮称)公共施設マネジメント推進会議」を設置します。
- (2) 推進会議の下部組織として、具体的な再編・配置案を検討するため、関係課長級職員で構成する「(仮称)公共施設マネジメント推進庁内検討部会」を設置し、全庁的に検討する推進体制を構築します。
- (3) 検討の際には、市民や有識者等の幅広い意見も頂きながら、実行計画を策定するとともに、本計画を推進するためには企画や財政部局との連携が重要であることから、組織改正も視野に入れた推進体制を検討します。

### 3 P D C Aサイクルに基づく維持管理・運営の推進

限りある財源を最適配分しながら、市民生活に真に必要な公共サービスをより効果的・効率的に提供するため、P D C Aサイクルに基づく公共施設等の維持管理・運営の推進体制を構築し、ハード・ソフトの両面から、継続的な改革・改善に全庁を挙げて取り組みます。

図5 P D C Aサイクルに基づく公共施設等の維持管理・運営の推進イメージ



### 4 施設の維持管理・運営等に関する情報の一元化

- (1) 個別具体的取組の実施による成果を定量的に点検・評価するため、施設の維持管理・運営費や利用状況等に関する情報を一元的に管理し、定期的に更新するための仕組みを構築します。
- (2) 情報の一元化にあたっては、新しい公会計制度を活用します。

### 5 目標管理型の維持管理・運営手法の導入

- (1) 市民ニーズや社会経済状況の変化等に柔軟に対応しながら、維持管理・運営にかかる経費の軽減と市民満足度の向上を同時に推進するため、施設ごとに維持管理費の軽減や利用率の向上等に関する具体的な数値目標を定め、その達成に向け所管課自らが必要な改善改革に取り組む目標管理型の維持管理・運営手法を検討します。
- (2) 行政評価システムや、新しい公会計制度の活用を、第1次実行計画の中で検討します。

### 6 全庁的な施設保全の推進体制の構築

- (1) 公共施設等の保全では、「予防保全」や「リスクベースメンテナンス (R B M)」の考え方に基づき、建築物とインフラ施設それぞれの特性に合う適切な技術基準のもと、所管部門の担当職員が劣化の状況を定期的に点検・診断できるようマニュアルの作成や能力開発等に取り組み、全庁的に「適切な施設保全」を推進するための体制を構築します。
- (2) 「適切な施設保全」を推進するためには、財政的な措置が必要となることから、財政部局との緊密な連携を図ります。



## 第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

今後 30 年間の計画を推進していく上で前提となる、施設類型別の基準（※）を示すと共に、前章までに記載した共通する方針を除き、施設類型ごとに特に注意すべき事項を示します。

### ※施設類型別の基準とは

- ① 施設のあり方を、今後どのように考えていくかの基準を示します。
- ② 公共建築物については、「公共サービスとしての必要性」「施設を所有する必要性」「独立施設である必要性」について着目して、施設の類型別に基準を示しています。
- ③ この基準をもとに、個別施設の分析・評価を行い、長寿命化や複合化等の対策を検討します。
- ④ 複合化や、多機能化については「建替え」や「大規模改修」を行う際に実施することを原則とします。

⇒施設類型の詳細は、「和光市公共施設等総合管理計画」（本編）を参照してください。

### ＜公共建築物の対象施設及び用途分類の考え方＞

- ① 市が保有する行政財産<sup>5</sup>と普通財産<sup>6</sup>を対象としています。
- ② 施設の機能（提供中の行政サービスの内容）に基づいて用途を分類しており、法令上の区分とは異なります。
- ③ 1つの建築物で目的の異なる機能を有している複合施設の場合、機能別に用途を分類し、それぞれを1施設として計上しています。

公共建築物の対象施設及び用途分類、インフラ施設の対象は P 3 に掲載

<sup>5</sup> 行政財産 公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産

<sup>6</sup> 普通財産 行政財産以外の公有財産。行政財産と異なり、直接的に行政執行上の手段として使用されるものではなく、主として「経済的価値の発揮」を目的としている

## 1 公共建築物

大分類	小（中）分類	基本的な方針
行政系施設	庁舎等	<p>① 「和光市庁舎」では、建物性能及び施設機能を維持し、維持管理にかかる経費の軽減を併せて実現するため、複数の施設の維持管理等を包括的に業務委託する民間委託等の新たな維持管理手法の導入を検討します。</p> <p>② 窓口業務 1 件当たりの運営費に大きな差がある「出張所」では、公共サービスの質の維持と運営費の平準化を併せて実現するため、民間活力の導入等による運営方法の見直しに取り組みます。</p>
	消防施設	<p>① 今後も引き続き、消防団及び朝霞地区一部事務組合を構成している近隣 3 市との連携・協力のもと、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、施設の機能が適切に発揮されるよう、建物性能の維持に努めます。</p>
	その他行政系施設	<p>① 今後も引き続き、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の物質の備蓄拠点としての機能が適切に発揮されるよう、定期的な点検を通じた備蓄品の数量及び品質の適正管理に努めます。</p>
子育て支援施設	保育所	<p>① これまで本市では、保育所の誘致や弾力的な受入れ、定員の増加等による待機児童対策を推進した結果、近年、民設民営を含めた保育所の入所児童数は概ね増加傾向で推移しているものの、待機児童を解消するまでには至っていない状況にあります。</p> <p>② 個別施設の分析・評価を行い、長寿命化や近隣施設との複合化等の検討を行います。</p>
	児童館・児童センター	<p>① 児童の健全育成の拠点及び子育て中の保護者の交流の場として、建物性能の維持に努めます。</p> <p>② 個別施設の分析・評価を行い、長寿命化や複合化等の検討を行います。</p>
	子育て支援センター	<p>① 子育て中の保護者の不安感や負担感を軽減し、子どもたちの健やかな成長を促進するための拠点施設として、その機能が持続的かつ効果的に発揮されるよう、建物性能の維持に努めます。</p> <p>② 複合建物内の施設のため、維持管理については主たる建物の方針によります。</p>
	放課後児童クラブ	<p>① 施設間の差が大きい児童 1 人当たりの経費の平準化を目指します。</p> <p>② 今後、受入れの対象学年の拡大に伴い、小学 5・6 年生の高学年児童の待機児童が発生することも考えられるため、引き続き、各地域の特性を踏まえながら、民間保育クラブの誘致や他施設の余剰スペースの有効活用等を検討します。</p>

大分類	小（中）分類	基本的な方針
福祉・保健施設	高齢者福祉施設	① 今後、高齢化の進展に伴い、市全体で介護サービスに対する需要が大幅に増大していくと見込まれる中、介護予防のさらなる充実を図るため、市内2か所の高齢者福祉センターについて、建物性能の維持に努めます。
	障害者福祉施設	① 平成22（2010）年以降、障害者・児数が一貫して対前年比プラスで推移している中、障害者・児数の増加に対応したサービスを図るため、建物性能の維持に努めます。
	保健施設	① 地域における保健活動拠点として、建物性能の維持に努めます。
教育施設	小学校	① 安全で快適な学習環境を確保するため、建物の老朽化の実態を踏まえ、既存施設の機能の維持を目的とする建替えや大規模改修等の優先順位を明確にし、計画的に推進します。 ② 既存施設を効果的かつ効率的に活用する観点から、建替えや大規模改修等を実施する際は、将来的な児童数の推移を的確に見極めたうえで、小学校区や施設規模の見直し、余裕スペースの機能転換、目的の異なる他施設との複合化等を積極的に推進します。
	中学校	① 小学校と同様に、安全で快適な学習環境の確保を図るため、それぞれの建物の老朽化の実態を踏まえながら、建替えや大規模改修等の優先順位を明確にし、計画的に推進します。 ② 既存施設を効果的かつ効率的に活用する観点から、建替えや大規模改修等を実施する際には、将来的な生徒数の推移を的確に見極めたうえで、施設規模の見直しや余裕スペースの機能転換、目的の異なる他施設との複合化等の検討に取り組みます。
	図書館	① 安全・安心で快適な利用環境を確保できるよう、建物性能の維持に努めます。
	公民館	① 今後さらに老朽化の進行が見込まれ、また、貸室の稼働率の伸び悩みが目立つ「和光市坂下公民館」と「和光市南公民館」は、建替えや大規模改修等にあわせた施設規模の見直しや周辺の他施設との複合化等に取り組みます。 ② 施設維持管理委託料の軽減を図るため、複数の施設の維持管理等を包括的に業務委託する民間委託等の新たな維持管理手法の導入を検討します。
	その他	① 緊急性や必要性を勘案し、建物の性能を適切に維持するため、計画的な修繕等に努めます。

大分類	小(中)分類	基本的な方針
市民文化施設	文化施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 安全・安心で快適な利用環境を維持するため、緊急性・必要性を勘案しながら、建物性能の維持に努めます。</li> <li>② 貸室の稼働率の向上を図るため、サービス提供方法を柔軟に見直します。</li> <li>③ 今後、広域的な観点に立った、公共サービスの提供等についても検討します。</li> </ul>
	集会施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「コミュニティセンター」「地域センター」は、全体的に貸室の稼働率が低調な状況にあるため、大規模修繕や建替えの検討においては、施設規模の見直しにとどまらず、公民館・小学校等の近隣に立地する他の既存施設への移転や目的の異なる他施設への用途変更等を検討します。</li> <li>② 竣工から既に30年以上経過しており、当初の設置目的が薄れていると考えられる施設については、今後のあり方を抜本的に見直します。</li> </ul>
スポーツ・レクリエーション施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 建物を含めた施設の維持管理・運営について、市民活動団体を含めた民間事業者の能力やノウハウをより積極的に活用することで、サービスの質の維持と経費の抑制を併せて推進します。</li> <li>② 今後、広域的な観点に立った、公共サービスの提供等についても検討します。</li> </ul>
供給処理施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「和光市清掃センター」は、計画的な施設の維持管理及び安全確保に向け、定期的な点検・修繕等を行います。</li> <li>② 当初の設置目的を既に達成し、かつ、必要な耐震性能を満たしていない「旧ごみ焼却場」は、今後も現状のまま存続することの妥当性について、速やかに検討を進めます。</li> <li>③ 「南浄水場」「酒井浄水場」は、将来にわたり水道水を安定的に供給できるよう、定期的な点検・修繕等により、計画的に既存施設の性能の維持を図ります。</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「リサイクル活用センター」は、旧ごみ焼却場と同様に、今後も現状のまま存続することの妥当性について、速やかに検討を進めます。</li> </ul>

## 2 インフラ施設

対象	基本的な方針
道路	① 既存路線の機能をより効果的・効率的に維持していくため、道路交通の安全確保を大前提としつつ、必要性が高い路線を絞り込み、相対的に高い費用対効果が期待できる路線を優先し、計画的な更新を推進します。
橋梁	① 橋梁の健全度を低下させることなく、維持管理費用の低減・平準化を着実に実践するため、橋梁長寿命化修繕計画に基づく計画的な補修・補強対策を推進します。
上水道	① 将来にわたって安全・安心な給水の維持と、安定的給水の確保を実現するため、今後も引き続き、長期的な視点に立って既存施設の計画的な更新を推進し、水道事業の健全経営を図ります。
下水道	① 老朽化した施設の重要度や緊急性等も十分に勘案しながら、既存施設の健全度に関する点検や調査結果に基づく予防保全型の維持管理を着実に実践することで、事故の未然防止とライフサイクルコスト <sup>7</sup> の最小化を図り、下水道事業の健全経営を図ります。
その他（水路、公園）	① 老朽化した施設の重要度や緊急性等も十分に勘案しながら、予防保全型の維持管理を着実に推進します。

<sup>7</sup> ライフサイクルコスト 公共施設等の企画・設計や建設等の初期投資（イニシャルコスト）と、修繕費や事業運営等の維持管理・運営（ランニングコスト）及び解体処分までの「施設等の生涯に必要な総費用」のこと。



©和光市

### －和光市公共施設等総合管理計画 概要版－ 平成 28 年 3 月

編集・発行：和光市総務部総務課資産戦略担当

TEL：048-424-9093（直通）

※本編は和光市ホームページでご覧になれます。



©和光市